

観光エコ活動推進事業補助金交付要領



1 趣 旨

地域民間団体等が主体となり実施する観光振興につながる自然環境保護活動を推進するため、(公社)宮城県観光連盟会員(以下「会員」という。)又は会員が推薦する団体等に対し支援を行うもの。

なお、本事業は、アサヒグループホールディングス株式会社の寄付金により実施する。

2 補助金交付対象事業

- (1) 観光振興につながる自然環境保全活動であること。
- (2) 新規事業のみならず、新たなテーマ性を取り入れた活動であり、公益性が高いこと。
- (3) 継続性があり、将来に向けて観光客の誘致に結びつく活動であること。
- (4) 地域が一体となった事業の実施であること。
- (5) 上記の(1)から(4)を全て満たす事業であること。
- (6) その他、必要に応じアサヒビール株式会社仙台支社と調整し事業実施にあたるものであること。

3 補助金交付対象団体

- (1) 民間会員
- (2) 会員が推薦する団体
- (3) その他会長が特に認めた団体

4 補助金の額

補助金は、最大100万円とする。但し、会長が特に認めた場合は、この限りでない。

5 補助金の交付等

- (1) 補助金の交付を受けようとする補助金交付対象団体(以下「補助金事業者」という。)は、補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出するものとする。

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 実施スケジュール
- ④ 推薦書 ※会員は除く
- ⑤ その他会長が必要と認める書類

- (2) 交付決定

会長は、前記の5の(1)の申請書を受理したときはその内容を審査し、交付を適当と認めた場合は、当該申請に係る補助金の交付を決定するとともに、その旨、当該補助金事業者に通知するものとする。

なお、交付先については、年度予算内での範囲とする。

(3) 補助金の交付

会長は、前記の5の(2)による補助金の交付決定後、当該補助事業者からの請求により補助金を交付するものとする。

(4) 事業の着手、変更等

補助事業者は、前記の5の(2)の通知書を受理した後、速やかに事業に着手するものとするが着手後当該事業に変更を加えようとする場合は、軽微な変更を除いてはその都度会長に申し出て、その承認を受けるものとする。

(5) 事業の完了

補助事業者は、事業完了後速やかに、補助事業完了実績報告書に、次に掲げる書類を添えて会長に提出するものとする。

- ① 事業報告書
- ② 収支決算書
- ③ その他会長が必要と認める書類

(6) 補助金の額の決定

会長は、前記の5の(5)の補助事業完了実績報告書の内容を審査し、相当と認められた場合は、当該補助事業者に補助金の額の決定を通知する。

(7) 補助金交付決定の取消し及び返還

会長は、前記の5の(2)の補助金交付決定の通知を受けた補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定を取消し、またはすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

- ① 補助に係る事業を中止し、又は廃止したとき。
- ② この要領又は補助金交付決定の内容・条件に違反したとき。
- ③ 事業の実施方法等が不適當であり、又は事業の実施結果が不良であるとき。
- ④ 補助金を他の用途に使用したとき。

附 則

この要領は、平成21年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月7日から施行する。